中「及び」を「、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額及び」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項各号」を「第九項において準用する第二項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第四項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項第一号中「第二項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項第三号」を「第八項第三号」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該組合契約が投資組合契約である場合であつて、当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合に組合員等委員会（法第四十一条の二十一第一項第三号に規定する政令で定める合議体をいう。次号及び第三号において同じ。）を設置する旨が定められているときは、百分の五十）」を加え、同項第二号中「第五項第三号」を「第八項第三号」に改め、「百分の二十五」の下に「（当該組合契約が投資組合契約である場合であつて、当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合に組合員等委員会を設置する旨が定められているときは、百分の五十）」を加え、同項第三号中「百分の二十五」の下に「（当該組合契約が投資組合契約である場合であつて、当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合に組合員等委員会を設置する旨が定められているときは、百分の五十）」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法第四十一条の二十一第一項第三号に規定する政令で定める合議体は、投資組合の無限責任組合員（同条第四項第五号に規定する無限責任組合員をいう。以下この項において同じ。）が行う当該投資組合に係る投資組合事業に係る業務執行の一部について当該投資組合の有限責任組合員若しくは無限責任組合員又はこれらの者が指名する者（以下この項において「有限責任組合員等」という。）が助言をし、意見を述べ、又は承認（当該有限責任組合員等の過半数をもつて行われるものに限る。）をすることができる有限責任組合員等から構成される合議体とする。

第二十六条の三十第九項中「第四項」を「第七項」に、「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9　第二項から第四項までの規定は、前項第二号に規定する一の非居住者又は外国法人と特殊の関係のある者について準用する。この場合において、第二項第一号イ中「業務執行を行う者（個人に限る。ロからニまでにおいて同じ。）」とあり、及び同号ロからニまでの規定中「業務執行を行う者」とあるのは「非居住者」と、同号ヘ中「業務執行を行う者（法人に限る。）」とあるのは「外国法人」と、同項第二号中「業務執行を行う者」とあるのは「一の非居住者又は外国法人（次号において「非居住者等」という。）」と、同項第三号中「業務執行を行う者」とあるのは「一の非居住者等」と読み替えるものとする。

第二十六条の三十第二十一項を削り、同条第二十二項を同条第二十一項とする。

第二十六条の三十一第二項中「前条第二項」を「前条第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。

第二十七条の三の二中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第二十七条の四第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の四第十二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する過去適用等事業年度に係る同項に規定する各欠損金増加額（既に同号の通算法人等の同号の対象事業年度終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人（同項に規定する他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度において当該過去適用等事業年度に係る同条第十二項に規定する各欠損金増加額につき同項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち同項各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）に欠損帰属割合（当該通算法人等又は他の通算法人のうち、当該過去適用等事業年度に係る同項に規定する各欠損金増加額があるもの（以下この項において「欠損増加法人」という。）につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとし、かつ、当該通算法人等又は他の通算法人のうち、欠損増加法人以外の法人につき同項の規定を適用するものとした場合の当該通算法人等の当該過去適用等事業年度の同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額の合計額とする。

第二十七条の四第四項中「第四十二条の四第十一項第一号に」を「第四十二条の四第十二項第一号の税額控除可能額の計算に係る同号に」に、「第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等の」を「第四十二条の四第十二項第一号の通算法人等の」に改め、同項第一号及び第二号イ中「第四十二条の四第十二項第一号」を「第四十二条の四第十二項第一号」に改め、同条第八項を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十二条の四第十二項第一号の通算繰越控除上限額の計算に係る同号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに法第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額とする。

第二十七条の四第十二項中「又は第四項の規定の適用を受ける法人が次」を「、第四項又は第七項の規定の適用を受ける法人が次」に、「（第十四項」を「（以下この条」に、「同条第十九項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第一号イ及び同条第十四項中「又は第四項」を「、第四項又は第七項」に改め、同条第十六項第一号中「第三十二項」を「第三十項」に改め、同条第二十四項及び第二十五項を削り、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項第一号中「第三十項第二号」を「第二十八項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第三十二項」を「第三十項」に、「第三十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第三十二項」を「第三十項」に、「第二十七項」を「第二十五項」に、「第二十八項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項を同条第二十九項とし、同条第三十二項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「第二十七項から第三十一項まで」を「第二十五項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

32　法第四十二条の四第八項第三号の通算法人若しくは同号イの他の通算法人又は同項第十二号の通算法人若しくは同号に規定する他の繰越通算法人（第二号及び第三十七項において「他の繰越通算法人」という。）に係る第十二項から第十六項まで及び第二十六項から前項までの規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合　これらの規定の適用を受ける法人には同条第八項第三号イの他の通算法人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度を、それぞれ含むものとする。

二　法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける場合　同項の規定の適用を受ける法人には他の繰越通算法人を、適用年度には他の繰越通算法人の同条第八項第十二号に規定する他の繰越適用対象事業年度を、それぞれ含むものとする。

33　法第四十二条の四第十九項第十四号に規定する政令で定めるものは、他の者に委託する試験研究のうち国外において行われるもので、医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に係る試験研究で当該医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められるものとして財務省令で定めるものに限る。）に関するもの以外のものとする。

34　第二十七条の四第三十四項を次のように改める。

第六項第二号、第八項第二号及び前項に規定する他の者には、これらの規定に規定する試験研究を行う法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含むものとする。